

電動キックボードの鴨川河川敷の通行について

鴨川での、電動キックボード（特定小型原動機付自転車）による通行は、これまでと同様に禁止する。

1 背 景

令和4年4月に公布された道路交通法の改正（以下「改正法」という。）において、原動機付自転車に「特定小型原動機付自転車」が追加され、電動キックボードの一部がこれに該当することとなった。

「特定小型原動機付自転車」は、運転免許不要、ヘルメット着用は努力義務とされ、さらに同自転車のうち、時速6km以下の走行等一定の要件を充たすものは、「特例特定小型原動機付自転車」として一部の道路歩道の通行も認められることとなった。

このことから、道路以外の公的空間における電動キックボードの通行の可否について検討した。

◎特定小型原動機付自転車の特徴及び構造（改正法及び同法施行規則案から）

○特徴：運転免許不要、ヘルメット着用は努力義務、16歳未満の者の運転の禁止

○構造：長さ190cm以内、幅60cm以内（定格出力0.60kW以下の電動機を使用）、

A/T機構装備、最高速度表示灯の装備

○特例特定小型原動機付自転車が歩道を通行する場合の要件

- ・標識等で走行可能の旨表示されている歩道であること
- ・時速6km以下で走行すること
- ・歩行者の通行を妨げない構造（側車禁止、鋭利な突出物の禁止等）であること
- ・他の車両を牽引しないこと
- ・歩道の通行が可能であることが車体に表示（最高速度表示灯の点滅）されていること

2 鴨川での通行について

次の理由から、**現時点での電動キックボードの鴨川河川敷での通行は認めない。**

○電動キックボードは「原動機付自転車」である。

電動キックボードは、道路交通法第2条第1項第十号で規定される「原動機付自転車」に区分される。同自転車は、京都府鴨川条例第16条の規定で知事指定区間への乗入れは禁止されている。

○自転車と同等のものとはみなすことは困難。

「特定小型原動機付自転車」は、自転車と同様に免許が不要であり、ヘルメットの着用も努力義務となっているが、一方で、16歳未満の利用は禁止されており、その利用に年齢制限がない自転車と同等とみなすことは困難である。

3 その他

「特定小型原動機付自転車」に係る改正法は今年7月から施行されていることから、今後、同自転車の通行や規制状況及び事故発生状況等から、客観的に安全性が確認されるのであれば、鴨川での通行について改めて検討することとする。

【参考】

◎その他公的空間での電動キックボードの取扱い

①道路（府管理道路）

道路の通行については、道路法及び道路交通法で規定されており、電動キックボードは原動機付自転車として車道の走行が義務づけられるが、本年7月から一定の要件を充たすものは道路の歩道での通行が認められる。

なお、道路には道路法第48条の3第1項の規定により道路管理者が指定する「自転車道」があるが、この道路の走行は道路法第48条の15等の規定で自転車、軽車両、農耕作業用自動車以外の車両の通行はできないこととされているので、電動キックボードは通行できない。

また、電動キックボードの通行に係る道路法の改正も予定されていない。

②都市公園

京都府立都市公園条例第7条では都市公園内で禁止される行為を規定しており、その第七号で「指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は留め置くこと。」と規定されていることから、公園内への電動キックボードの乗入れを認められない。

なお、この禁止条項は、他府県の都市公園に係る条例でも同様に規定されているので、他府県でも同様に都市公園内の電動キックボードの通行は禁止である。

この禁止を解除するには、都市公園条例の改正が必要となるが、現状、改正の動きはない。

なお、大阪の「花博鶴見緑地公園」、福岡「海の中道海浜公園」では、指定管理者が電動キックボードの利用を認めているが、これらは公園所有の電動キックボードを利用者が借りて使用するものであり、自己所有の電動キックボードの乗入れは認めていない。

③淀川河川公園

国管理の淀川河川公園について、近畿地方整備局淀川河川事務所に確認したところ、同公園を含め淀川では、電動キックボードの利用は禁止であり、今後も禁止を継続する予定であるとのこと。

なお、同公園では過去に電動キックボードの体験会を開催しているが、これは、公園側で用意した電動キックボードを希望者に有料で利用させたものであり、個人所有の電動キックボードの持ち込みは認めていないということであった。

※「Luup」の電動キックボードについて

現在、(株)Luupが京都市内で電動キックボードのシェアサービスを展開しているが、そこで使われている電動キックボードは「原動機付自転車」ではなく普通免許が必要な「小型特殊自動車」である。従って、改正道交法施行後も免許が必要で歩道を走行することもできないので、当然鴨川河川敷での走行も認められない。



「電動キックボード」・「電動スクーター」は原動機付自転車に該当します

「電動キックボード」・「電動スクーター」の法律上の解釈

キックボード（車輪付きの板）に取り付けられた電動式のモーターにより走行するいわゆる「電動キックボード」（座席が取り付けられている場合には「電動スクーター」と呼ばれているものもあります。）は、道路交通法及び道路運送車両法上の原動機付自転車に該当します。

したがって、該当する運転免許が必要であるほか、以下のことが義務付けられています。



前照灯、番号灯、方向指示器等の整備

道路運送車両法上の取り扱い

0.60キロワット（600ワット）以下の電動式のモーターにより走行する「電動キックボード」は道路運送車両法上の原動機付自転車に該当します。

したがって、前照灯、番号灯、方向指示器等が道路運送車両法の保安基準に適合していないければ、運行できません。適合しない状態で道路（歩道、車道を含む）を走行すると、道路交通法第62条の違反（整備不良車両運転）として処罰される場合があります。（罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金）

保険への加入

自動車損害賠償保障法上の取り扱い

道路運送車両法上の原動機付自転車は、自動車損害賠償保障法に規定する自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の契約が締結されなければ運行できません。（罰則：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

税金の納付

市町村の条例上の取り扱い

道路運送車両法上の原動機付自転車の所有者は、地方税法に規定する軽自動車税（市町村税）を納付する義務があります。また、市町村条例で軽自動車税の納付の際に交付される標識（当該市町村から交付されるもの）の取り付けが義務付けられています。

標識の取り付けは、京都府道路交通規則（公安委員会規則）により、運転者の遵守事項として定められています。（罰則：5万円以下の罰金）

ヘルメットの着用など交通法令の遵守

道路交通法上の取り扱い

道路交通法では、「電動キックボード」は、道路交通法第2条第1項第10号の規定により、「内閣府令で定める大きさ（0.60キロワット）以下の定格出力の原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車」に該当し、かつ、軽車両、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等には該当しないので、原動機付自転車に該当します。

したがって、原動機付自転車を運転することができる運転免許を受けないで運転することはできず、道路では、車道の通行、ヘルメットの着用などの原動機付自転車としての通行方法に従う必要があるなど、原動機付自転車としての取り扱いを受けます。

販売する方へ

「電動キックボード」の販売取扱店では、販売する際に上記のことをユーザーに対して確実に説明してください。

「運転免許がなくても公道で乗れる」等の虚偽の宣伝や説明をすると、刑事責任を問われる場合があります。

お問い合わせ

京都府警察本部交通企画課法令係
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
電話番号：075-451-9111

京都府警察本部

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
電話番号：075-451-9111

Copyright © Kyoto Prefectural Police Headquarters. All Rights Reserved.